

## 一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

国土交通省  
千葉市

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、国土交通省と千葉市双方において、

1. 一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
2. 移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を千葉市と協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況については、下記の通りです。

### 記

#### （1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

##### ①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長 (km)	備考
126号	千葉市若葉区中野町	千葉市中央区中央	17	
51号	千葉市中央区本町	千葉市若葉区桜木北	※1) 5	北千葉バイパス現道
合計（四捨五入の関係で計が合わない）			21	

※1) 現道の拡幅が困難なため、北千葉バイパスと国道16号との交差点における成田方面と木更津方面とのアクセスについて調査・整備推進を図ること。

##### ②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

該当なし

#### （2）移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

以上。